

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和5年9月11日

○出席委員（12名）

委員長	尾崎 幹	副委員長	中村 浩二
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	戸上 健	委員	木下 順一
委員	坂倉 広子	委員	世古 安秀
議長	河村 孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・小竹教育長
- ・中井市民課長、大西係長
- ・奥村教委生涯学習課長、永野補佐、大田係長、豊田係長
- ・北村健康福祉課副参事
- ・高村建設課長、鳥羽補佐、家田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村 なぎさ
書記	

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

初めに、傍聴人に申し上げます。

当委員会において議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、委員長の命令に従わないときは退室を命じることがありますので、念のため申し上げます。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間に行っていただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第18号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、議案第19号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、請願第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める請願について、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書についての議案3件と請願2件であります。

審査に入る前に、委員の皆さんに申し上げます。

本日、議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第18号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 おはようございます。市民課の中井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、提出いたしました議案について説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第18号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォン、移動端末設備、これへの搭載が可能となったことから、所要の改正をするものとして提案するものでございます。

内容としましては、現在、コンビニ等に設置された多機能端末機で印鑑登録証明書を取得するには、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードが必要でございます。それを、従来のマイナンバーカードに加えて、利用者用電子証明書が記録されたスマートフォンを使用して多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

条文の改正内容としましては、第14条第3項中「第22号」を「第22号第1項」に、並びに「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改めまして、「該当カード」の文言の次

に、少し長いですが読み上げます、「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加えることとなります。

この条例の施行につきましては、附則において、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

施行日につきましては、法律が改正されスマートフォンに利用者証明用電子証明書を記録することは可能になっておりますが、現在、コンビニ等に設置されている多機能端末機の改修が完了に至っておりません。このことから、実際にスマートフォンを使用して印鑑証明書を取得できるようになる日が、現在のところ未定でございますので、このことについて別に規則で定めることといたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第18号についてご質疑ございませんか。

（発言するものなし）

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第19号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

課長。

○奥村生涯学習課長 教育委員会生涯学習課、奥村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書3ページをお願いします。

議案第19号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明します。

提案理由は、博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

新旧対照表は2ページをお願いいたします。資料等はございません。

それでは、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨の改正内容です。

右側、現行（旧）においては、この条例は地方自治法と博物館法、2つの法律の規定に基づくものと位置づけておりますが、改正案（新）を見ていただきますと、博物館法第18条を削除しております。

その理由につきましては、公立の博物館の設置につきましては、その博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないということを博物館法第18条で最初に規定をされておりました。その後、もう一方の地方自治法第244条の2が定められまして、公の施設全般につきまして設置及びその管理に関する事項は条例で定めることとなりまして、博物館法という個別の法律で規定する必要がなくなりましたことから、令和4年の博物館法の改正により18条が削除されたという流れでございます。その流れで、今回、条例からも削除をさせていただきました。

続きまして、第11条の改正の理由です。

第11条は、博物館が所有する資料の館外への貸出しを規定しております。その中で、博物館法第29条において規定する博物館に相当する施設にも資料を貸し出せることとしておりますが、今回の改正法では、この第29条が第31条第1項指定施設として新たに規定されることとなりましたので、条項がずれたことから改正をしております。

また、先ほど、第1条で博物館法という単語が削除をされまして、この第11条で初めて博物館法という単語が出てきますので、現行で「法」と略称になっていたものを「博物館法」という正式名称に改めております。施行日につきましては公布の日からでございます。

議案第19号の説明は以上です。

続きまして、議案第20号、議案書5ページをお願いいたします。

議案第20号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明します。

新旧対照表は3ページから6ページとなっております。

提案理由としましては、鳥羽中央公園の整備を建設課で鋭意進めておりますが、今年度予算で芝生広場を整備すること等に伴いまして、関連する運動施設部分の利用料金等の改正を行うものでございます。

それでは、事前に提出をしております生涯学習課資料をご覧くださいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。四角の中、読ませていただきます。

サブアリーナ横の「芝生広場」が整備されるタイミングで、サブアリーナに既設となっております外向きの屋外ステージとの一体利用するための料金を設定する必要がある場合がございます。また、多目的グラウンドという、以前、陸上競技等で使っていた部分がございますけれども、その範囲が小さくなることから、多目的グラウンドの料金も見直す必要がある場合がございます。

この芝生広場ですが、今年度予算で執行されますと、養生をする期間を経まして来年6月ぐらいから使えるんじゃないかな、立入ることができるんじゃないかなというふうに建設課から聞いております。

その次です、中央公園の整備の計画上、この芝生広場部分、ちょっと3ページをご覧くださいと思います。ちょっと先に図面等で説明をさせていただきます。

右側に青で以前の線が入っておりますが、その上に現在整備を進めている線を重ね合わせている状況でございます。この芝生広場部分を整備するというのが、今年度の予算で計上されており、執行を間もなくしていくという状態でございます。

で、左側の写真をご覧くださいんですが、この真向かいに、サブアリーナの外に屋外ステージと、その左側というんですかね、ちょっとスクリーンのように映し出せる部分がございます。ここの部分について、今回、料金の提案をさせていただくものでございます。

それでは、お戻りください。1ページです。

で、今回、この芝生広場部分が都市公園となります。

今、役所の中で役割分担がございまして、都市公園というハード整備は建設課が担っておりまして、そのうちの運動施設に該当するものは教育委員会が維持管理をしているという役割分担となっております。

括弧の中ですが、この部分を、芝生広場部分を運動施設とすると、都市公園に占める運動施設の敷地面積要

件50%という取決めがございます。そちらをオーバーするため、今回、この芝生広場部分は、旧多目的グラウンドのエリアにはあるものの公園として建設課で管理をしていくという形になります。

その次です。

都市公園の使用に係る許可及び使用料の規程は既にご覧いただけますので、この芝生広場を占有したいという場合はそれに沿って貸出しをする。で、今回は、屋外ステージと狭くなった多目的グラウンドについての整備を行うというものです。

で、そうなりますと、今後、ここを一体利用したいときに、2か所申込窓口ができますが、ここは市民の利便性を損ねないように指定管理者を窓口として一括受付できる体制としていきたいと考えております。

それで、矢印下がっていただきまして、左側の屋外ステージについてです。

他の市町の類似施設を研究させていただきました。4ページをご覧ください。

今回整備しましたのと同じような箇所としまして、京都府亀岡市、広島県北広島町というようなところがございます。それぞれ都市公園部分に面した形でステージができているというものです。で、料金については、また、すみません、1ページに戻っていただきまして、こちらで説明させていただきます。調べましたところ、日中、こういった施設、550円から600円、1時間当たりを徴収しております。で、また、夜間については、1,100円程度を徴収しております。

で、この辺りをめどに考えをスタートしたんですが、まず、本市のこのサブアリーナの屋内の舞台が、もう料金を設定をしておりますので、そことの兼ね合いがございますので、そちらを見ましたところ1時間500円、これは昼夜関係なくです。で、もう基本照明込みという形で、先ほど調べたものよりももう安い状態で設定をされておりました。それから、屋外の音響、それから夜間の照明は、ここを利用する場合にもう持込みとなりますので、夜間にプラスするという考えもちょっとないのかなというところで、今回、屋外ステージの案として1時間500円、付いている附属照明、壁面のスクリーン込みという形でさせていただきたいと思っております。

それから、次のところ。右側です。

サブアリーナの貸出し区分の名称の変更が含まれております。

今まで、中の舞台しか想定をしておりませんでしたので、「全体」と「フロア」と「舞台」という形で表記をしておりましたが、これから屋外にステージができます。舞台が2つできますので、「フロア」と「屋内ステージ」「屋外ステージ」とさせていただきます。で、「全体」という言葉がここに入っておりますと、必要のない屋外ステージも一緒に借りることになりますので、そこを削除させていただきました。

もう一つ、右です。多目的グラウンドについて。

これまで、「全面」「片面」という貸出し区分になっておりました。で、これから、芝生広場、サブアリーナ横の部分が都市公園となりますので、「全面」「片面」の区分を削除。今、もうフェンスがされておまして、昔使っていた片面、現在、奥側の利用が片面の料金を頂いて運用しております。面積的にも妥当ですので、片面の料金をこれから多目的グラウンドの料金とさせていただきますと思っております。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第19号についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第20号についてご質疑ございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと確認と何点か、ちょっと質問させてください。

まず最初に、この芝生広場のところなんですけれども、これはあくまでも広場であって、多目的のところに入るのか入らないのか、まずそこから一つ。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 多目的グラウンドの利用料金に含まれない誰もが入れる場所となりますが、もしそこを例えば仕切って占有したい場合は、都市公園として借りるということで資料の2ページに、ちょっとご説明はさせていただきますませんでしたけれども、料金も既に市民の森等を占有したい場合に運用している取決めがございます。別表第2に定められております料金となります。

説明は以上です。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうですと、次に、屋外ステージを借りるときというのは、このステージだけの料金は500円と書いてあるんですけれども、当然この芝生広場を使わないとステージとして使えないと思うんですけれども、ここはセットでそれを借りるというような考えなんでしょうか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 そこは借りたい方の判断になると思います。

誰でも入ってきてもいいよということになりましたら、そのときはそこまで借りたい、借りないという判断が入ってくると思います。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、その許可は取らないといかんと思うんですけれども、どこに取ればよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 その許可は建設課となります。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 多分、このフロアだけで使うというのはなかなか、これ、図面見ていると、フロアの縁からもう既に芝生公園に、広場になっているので、じゃないのかな。屋外ステージの前のところって、スペース的にないような気がするんですけれども。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 すみません、ちょっと説明が足りておりませんでした。

フロアはサブアリーナの、屋内の競技ができたり可動式の椅子が出てくる部分になります。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 いや、ごめんなさい、屋外ステージのところの、使用するときには、多分屋外ステージの周り

ですごい、この間仕切りでいくとスペースが少ないように感じたので、多分芝生広場をきちんとその都度許可を取らんと使えないのかなと思ったので。

○尾崎 幹委員長 どうですか、課長。

○奥村生涯学習課長 ここで誰かを対象に何かステージをしたいとかそういう場合に、できるだけほかの方が入って欲しくないよというふうな考えでされるんでしたら、そこは仕切りをしたりしながら建設課のほうに申出をしていただいて、借りるということですね。

○尾崎 幹委員長 いいですか、濱口委員。

○濱口正久委員 この料金なんですけれども、借りるとき、屋外ステージのところなんですけれども、これ野外ステージの他市町の例を見ていると、それに合わせてそれよりも若干安くなっているかというふうにあるんですけども、これ、利用料金の中に例えば屋外ステージを借りるときに、これはもう一般が借りるときも全く同じ値段で設定、両方されているのかということですね。確認です、すみません。

○尾崎 幹委員長 課長、分かる。

○奥村生涯学習課長 すみません、一緒にというのはどこと一緒にということでしょうか。

○尾崎 幹委員長 この例ということ。

濱口委員。

○濱口正久委員 申し訳ないです。

多目的グラウンドのところを見てしまったので、多目的グラウンドは全く別の下のところだけですよ。それで、この芝生広場ではないということですね。分かりました。ごめんなさい。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 この資料を見させていただくと、3ページになる、野外ステージの赤い丸でしてあるところなんですけれども、これは野外ステージで貸出しをできるところと理解してよろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 はい、おっしゃるとおりです。

○尾崎 幹委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 この屋外ステージのできるということですが、これには雨が降ったときの対策とか何かそういうふうな風景というのが、図面ではちょっと見にくい部分があるんですけども、そういうのって設置されているのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 雨が降ったときは、ここから何かひさしみたいなのが伸びてくるとか、そんなものは何もありません。

○尾崎 幹委員長 大丈夫ですか。

○坂倉広子委員 はい、ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 少し教えてください。

屋外ステージの話なんですけれども、附属されている、今、照明等は使っていないということでその価格は設定されているんですけれども、ほかに屋外ステージとして附属品というのはいろいろあるのかどうかというのを説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 附属品は何もございません。

中から電源取って引っ張っていただいているということしかできない状況です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 他市の事例を見るといろんなものが附属されておいて、それを使うのにおいても使用料をとっているという例があったので、鳥羽市の場合はそういう照明しかないということですね。

それと、続けて、市内と市外の利用者というところの区分が、ちょっと今、この条例の中では明記されていないんですけれども、この前段でいろいろ室内の利用にはそういう規定があるんですけれども、屋外ステージもそういった利用条件に基づいて市内と市外の料金が割り当てられているのか、その辺もお聞きます。

○尾崎 幹委員長 どうですか。

課長。

○奥村生涯学習課長 こちらに表として表れてはいないんですけれども、文言で何倍となるということが指定されています。

ちょっとその部分。

○尾崎 幹委員長 大田係長。

○大田係長 生涯学習課の大田です。よろしくお願いします。

市内と市外の金額の違いなんですけれども、他もそうなんです、市外の場合は利用金額の2倍相当額というふうになります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

市内と市外の人が使うときにはそういった設定もされて、今回の屋外ステージの利用ということで、それと、もう1点お聞きするんですけれども、ここに照明等々は持込みはOKですよということなんですけれども、夜間であれば当然、屋外ということで音響とか照明というのはかなり付近の人に迷惑がかかるということは、可能性があると思います。そういったときに、行為の禁止とかそういったこと、そういう条例でうたっているのか、あるいは何か規則でうたうのか、その辺も教えてください。

○尾崎 幹委員長 課長、それ環境のほうへ行かへんか。大丈夫か。

環境でうたわれてへんかなという、騒音問題とか、景観条例の中に何か騒音入ってへんだかなと思って。

分かる範囲でいいです。もう分からない場合は後で説明してもらえれば。

課長。

○奥村生涯学習課長 ちょっとこの条例、関係する規則等の中に含まれているかどうか、今ちょっと判然としま

せんで、また回答させていただきます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひ、室内の競技であればいろいろそういう迷惑行為がないと思いますけれども、屋外を利用するというきちとした規定とかそんなのも確認しながら使用というんですか、認めてもらうようにということで、よろしくお願いします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 愚問か分からんのやけど、この芝生広場でグラウンドゴルフってできるの。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 現在、多目的グラウンドを有料でお借りいただいて使っているのはあります。

あと、球場の周りでされている場合もあります。

で、今回、球場の周りが都市公園だと思いますので、それと同じ扱いになった場合に、同じだとすると使えるかなという感じにはなるんですが、ちょっとそこはまた今後の協議になるかと思います。

で、ちょっと私どもからお答えしにくいというか、建設課の範疇になりますので。

○尾崎 幹委員長 いいですか。

木下委員。

○木下順一委員 よく老人クラブ連合会なんかであの辺で大会やっとするように思うので、そこを締め出すわけにもいかんと思うので、何かまた建設課とも相談しながら考えていただいおけばええんかなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 教育委員会さん、依存されとるもんは、本来はそれが使えるようになつとる法律というたらおかしいけれども、条例にはそれうたわれてへん。今まで使われとったものが使えへんようになるためには何々変えるとか、そういう。

教育長。

○小竹教育長 教育長です。

初めの前提でありましたように、都市公園ですので、建設課のほうで規定すべきものでございますが、市民の森の規定見ますと、不特定多数の人が入りますので、球技、ボールとか使うことは、今、禁止になっていると思いますので、ここは同じ扱いになるかなというふうに思います。

どうしても使いたければ、占有の許可を取っていただいしますけれども、通常は球技をする人とかいろんな入り乱れないように、危険防止で、第一で考えていただいということでございます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員、大丈夫ですか。

音に関しては、それも同時に同じような、今までどおりで。

教育長。

○小竹教育長 この辺のアセスメント、評価が非常に難しいところありますので、現状ではその調査をしており

ません。

ですから、どれぐらいの音量があれば近くの人に迷惑がかかるのか、距離がどれだけなのか、これは非常にかなりの時間を要すると思いますので、現状では規定していないというところでございます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 それじゃ、1点だけちょっと思ったのが、その電源使っていいという話ですよ。

これ、もしイベントするのに借りました。電源をスピーカーやPA持ってきて、できる範囲のものは本当にただで使ってええということに、しっかりとやっぱりそこらへんをうたっておかな、業者さん、プロが来てやるのと。

お願いします、課長。そこをちょっと説明だけしておいて。

○奥村生涯学習課長 既存の条例のほうで、コンセントというのがもう定められておりまして、1口150円という形でもう規定されておりますので。

○尾崎 幹委員長 了解。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 最後の確認だけ。

せっかく芝生広場をつくっていただきますので、市民も憩える場所になると思うんですけども、この建設課のほうの別表の第2では有料とかいろいろとイベントでする場合の料金書いてありますけれども、市民が一般に芝生広場でくつろぐという場合には、別に料金はいらんということによろしいんですか。その辺の確認。

○尾崎 幹委員長 課長。

○奥村生涯学習課長 おっしゃるとおりです。もう公園の一部でございます。

○尾崎 幹委員長 大丈夫ですか。

○世古安秀委員 分かりました。了解。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて、請願第1号の審査に入りますので、説明員の皆さんは退席をお願いします。

それでは、請願第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める請願について、審査を行います。

初めに、私より委員の皆さんにご提案いたします。

請願第1号について、委員全員が保育士配置基準等の現状を確認した上で審査に当たりたいと考えております。そこで、ただいまより健康福祉課子育て支援担当副参事に出席を求め、保育士配置基準等の現状において説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ちください。

北村副参事、本日は業務ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

早々ではございますが、保育士配置基準等の現状について説明をお願いいたします。

○北村健康福祉課副参事 おはようございます。健康福祉課子育て支援室の北村です。

請願に対して、まずは今の国の保育士配置基準がどうなっているのかということをご皆さんで認識を統一していただいた上でこの請願を議論していただいたほうが、より深まりがあるのではないかとということでしたので、今回、説明員としてご出席をさせていただきました。

それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A4の横の資料をご覧くださいませでしょうか。

こちらが、児童福祉施設最低基準と呼ばれているものです。

「保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育のサービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。」となっております。よく配置基準という言葉が出ていますけれども、この国が定めているのはこの最低基準と呼ばれているものです。

で、主な内容ですけれども、職員の配置基準ですけれども、保育士、ゼロ歳児3人に保育士1人ということで、ゼロ歳児はいわゆる3対1です。で、一、二歳児は、子供が6人に対して保育士1人、6対1。3歳児は、子供20人に対して保育士1人、20対1。4歳児以上、四、五歳児は、子供30人に対して保育士1人の30対1となっております。

今、現状、鳥羽市の保育所の配置基準に関しては、この国の最低基準と一緒にとなっております。で、その下に米印、ただし、保育士は最低2名以上配置となっております。

例えば小さい保育所等ですと、例として神島保育所なんかは今、児童数4名ですので、混合保育といって異年齢の子たちが一緒に保育をされています。で、この配置基準でいけば、例えば保育士1人でもいいんじゃないかということになってしまうんですけれども、ここで、ただしということで、どんなに子供が少なくても保育士は最低2名以上は配置しなければならないとなっておりますので、今、神島は保育士が2名配置されているという状況です。

そこから下の資料はちょっともう今回とは関係がございませんので、割愛させていただきます。

次に、おめくりいただきまして、こども未来戦略方針というものをご覧ください。

こちら、請願の中にも記載されておりますとおり、令和5年6月13日に政府のほうで閣議決定した資料となっております。

で、こちらの裏面をご覧くださいませか。

こちらの戦略方針の中で、今回の請願に該当する部分がこの17ページの(2)真ん中辺り、「幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善とさらなる処遇改善～」というところになります。

ちょっと朗読をしますけれども、待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心

して子供を預けられる体制整備を急ぐ必要がある。このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の用途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び四、五歳児の職員配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、四、五歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討するというふうに記載されております。

今回の請願のこの趣旨のほうで、国に対して「子どものための保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」の提出ということになっておりますけれども、現状としては、このこども未来戦略方針の中にこういった形で明記はされております。

で、ただ、今、国の動向としましては、このこども未来戦略方針は、6月に閣議決定はされたものの、今、国からこれに関する通知等は何も来ておりません。これは、私は県のほうにも確認はしましたけれども、今、県のほうとしてもこれ以上のものは何も把握していないというふうに言っております。

で、職員の配置基準が、1歳児の場合はこの6対1から5対1になったり、四、五歳児の場合は30対1から25対1に改善をしていきますよということは、鳥羽市としてもこれは現場サイドからしたら非常にありがたい話ではあります。その分、目が増えるということですので、保育士の負担軽減にはなると思います。ただ、ちょっとこれは諸刃の剣といいますか、現状としては保育士そのものが非常に不足をしております。資格を持った保育士さんを探すというのが非常に厳しい。ですので、もし、これ本当にこの6対1から5対1になったり、30対1から25対1になるということは、その分保育士を余分に配置する必要があるということですので、資格を持った保育士がさらに近隣の地域との取り合いになるという現状はあると思います。

それと、もう一点、この民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善とありまして、これについては、もう一つ資料を提出させてもらいましたけれども、朝日新聞さんの7月5日の記事をご覧ください。

こちらなんですけれども、見出しが「保育士を2倍配置。このサインを見逃さない」ということで、右側の1歳児3人に対して1人、新潟市の市立の保育園、国基準は1人で6人ということで、ちょっと記事全部読んでいて時間がないのでかいつまんで説明させていただきますと、この記事は、新潟市の市立の保育園では、国基準の6対1から独自で3対1にしていますよということが書いてあります。

で、一番下の段の真ん中辺りをご覧くださいませるか。

「一方で」と書いてあるところ、お分かりになりますか。一番下の段の真ん中ですな。

「一方で、こうした手厚い配置を可能にするためには、追加の費用が必要となる。国から保育園に支給される運営費は国の配置基準を基に計算される。基準以上の保育士を雇う場合は、その費用は原則自治体や園の「持ち出し」になってしまう。」と書いてあります。

それと、もう1か所、左側の記事のこの「6割が独自で手厚く「国が基準の底上げを」と書いてあるところの上の段の、一番上の段の左から5行目、政府が6月13日に閣議決定したこども未来戦略方針では、1歳児は6人から5人、四、五歳児は30人から25人に改善すると盛り込まれた。ただ、2024年度から何らかの改善に向けた内容を盛り込んでいきたいとしており、基準の見直しではなく、基準より手厚い配置をする園への運営費を加算する方向で検討が進むと書いてあります。

ですので、この請願の最後のほうにも書いてありますけれども、配置基準そのものを改善するというよりかは、そういった配置基準を改善した園には、その分厚くその加算をしますよということがここに書かれているということです。

ということで、ただ、ちょっと鳥羽市の例を出してしまうと分かりにくくなってしまいかもしれませんけれども、鳥羽市の場合、公立園ですので、お子さんの国からのこういった補助みたいなものに関しては普通交付税の中の基準財政需要額の中にもう含まれております。恐らくその基準財政需要額のほうの額が変わる可能性があるのかなということで、財政のほうとはちょっと話はしていたんですけれども、正直ちょっとそこは、今のところは何とも言えないところになります。

制度そのものの説明は以上となります。

○尾崎 幹委員長 副参事の説明は終わりました。

ただいまの説明についてご質疑ございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 ご説明ありがとうございました。

これ仮に、6人が1歳児、例えば1歳児の場合とか、今、1人で6人見れとるのがこれ5人に1人ですという話になった場合、仮に、さっきも保育士のなり手がなかなかこうという話で、鳥羽市としてなかなか確保できない場合、基準が変わってしまうことで受け入れる人数を削らざるを得ない状況というのは生まれてしまうことになるということでもあるということですか。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 おっしゃるとおりです。

保育士が確保できなければ、待機児童が出てくる可能性はあります。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 分かりました。ありがとうございます。

その辺も含めて考えなあかところなのかなと思うんですね。

現場なかなか大変やというのも、声も聞いていますし、増やしてほしいというのもよく分かることやし、賃金のところについてもすごく理解はできるんですけれども、その辺の確保できるかどうかというところもすごく、副参事おっしゃってもらったようにあれになるのかなというところで、確保できひんままこれが減らされて、減って配置基準見直しが進んでいくと、鳥羽市として受け入れる子供たちが減っていく可能性も出てきちゃうか等もあるということですよ。

それと、仮に、配置基準がこのように見直された場合、鳥羽市として先生が実際に増えて負担は軽減につながる感じになるのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 そのご質問は、仮に全部配置ができたという前提ということですか。

○山本哲也委員 はい。

○北村健康福祉課副参事 もちろん、それは配置ができたならその分、例えば、今、あおぞら保育所の1歳児のお子さんが24人だったと思うんですけれども、今、この基準でいくと、6対1ですので保育士は4人いるわけ

なんですね。これが今度5対1に変わるということは、単純に保育士5人に増えます。1人分さらに増えるということなので、その保育士の業務分担的なところとかそういったものはすごく助かるのではないかなと思います。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

あおぞらと安楽島とか多いところというのは、恩恵を受ける可能性は十分にあるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、説明ありがとうございます。

中身的には非常に、僕はこの増やすことに関しては大いに賛成なんですけれども、実際今まで、先ほど山本委員もありましたけれども、特に離島なんかでぎりぎりのところで保育やっている方々、なかなか3歳児から1歳児、2歳児のところの保育をしてもらおう要望があったにもかかわらず、なかなかそこに、最近ようやく今、1歳児までいきましたけれども、この設置基準の中の6対1をクリアするために、本当に今までですと、本当に人を探してきてくれというような状況の中で、やっとできたかと思うんです。で、ゼロ歳児も、今、希望があってももう何回も僕お願いしていますけれども、できへん現状というのは、そういった保育士さんができへん、集まってこうへん、探してきてくれという中に、労働基準とか給料面の待遇とかもあるんですけれども、これは全体の、市全体の中の給料体系と連動しているがゆえにこういうことが起こっているのか、もう市の方針でそういうふうになっているのかという、その辺って分かりますでしょうか。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 今までの一般質問等の答弁でも、その給与体系に関してはうちではなくて総務課のほう答えていますので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと思うんですけれども、現状、特に離島のほうの保育に関しては、ゼロ歳児から預かってほしいという声も時々聞くことはあるんですが、ただ、年間通してをずっと預かってほしいというよりも、いわゆるその季節労働の方々がいらっしゃるので、そのときだけというようなご要望を聞くことがあります。ただ、現状としては、申し訳ありませんけれども、先ほどからのお話のとおり保育士が、やはり資格を持っている方を確保するのが非常に毎年難しい状況があるので、そこについてはちょっと今は実現はできていないというところでご理解ください。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 子供の親御さんの観点からいくと、市内に住みながら同じサービスやっぱり受けたいというのは当然やと思うんです。

ただ、それがなかなかできないという事情の中にこういうような市独自の課題があるということなんですね。それがこの朝日新聞さんでいくと、この新潟市は市独自でそれをやっているということは、市の裁量で増やすこともいろんなことを見直すことも、それは可能やということですね。私、一般質問させていただきましたけれども、そのやっぱり方針を打ち出さないことには、根本的な解決にはつながらんという解釈でよろしいんでしょうかね。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 それが、私が言うところの諸刃の剣であると思うんですけども、例えば仮にですけども、これ私ができることじゃないですけども、仮に予算をもっと倍増してくれたとしても、実際問題として保育士がおりませんので、ここは本当に苦しいところだと思います。

ただ、制度としては、他の自治体さんでも、こういった形で独自の財源で配置基準をもっと独自で引き下げているところはほかにもありますので、それはそれとして制度はもちろんその市町村が考えればいいことだと思うんですけども、現実問題としては保育士の確保が非常に厳しいというところがありますので、というところなので、よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 濱口委員、大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 もう一度ちょっと確認させてもらいたいんですけども、この鳥羽市にとっての保育士さんの基準というのは満たしているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 はい、この最低基準を満たしております。

○尾崎 幹委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 いろいろ説明伺ったわけなんですけれども、例えば他市の、伊勢市とか志摩市とかあると思うんですけども、うちは民間経営というのは含まれていないというふうに理解しているんですけども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 副参事。

○北村健康福祉課副参事 原則はそのとおりです。

ただし、一部福祉施設さんで託児所を設置されているところが1か所だけありますので、そこはちょっと別途になりますけれども、基本は公立保育所のみということです。

○尾崎 幹委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

先ほど濱口委員からありましたように、鳥羽市としては離島があるわけですけども、神島保育所はどのような形で運営して、保育士が2人いるというお話だったと思うんですけども、それは間違いなく運営しているというだけでよろしかったでしょうか。

○尾崎 幹委員長 副参事、もう一度お願いします。

○北村健康福祉課副参事 離島の保育所に関しては、特に小規模のところに関しては、混合保育といいまして異年齢のお子さんと一緒に保育している状況があります。

ただ、それにしましても、この国の最低基準であったり、あと、この保育士の最低2名以上配置というのはきちんと満たしておりますので、県の監査も受けておりますので、そこは問題ないと思っております。

○尾崎 幹委員長 坂倉委員、もう終わりですか。

ほかにございませんか。大丈夫ですか。

世古委員。

○**世古雅人委員** 先ほど副参事言われたように、この人数、配置基準的などは国の、今回の来ていただいてこのお話、我々が説明受けているのはこの請願についての内容ですので、やはりその内容としましては、先ほど最後のほうに言われた国が検討している、鳥羽市についてもやはりなかなか保育士が募集しても応募をされないような状況の中で、やはり職員の改善、職場改善や財政的な支援、これ国に求めるところは、やはり市でこういう職員が増えても市でもしなさいというふうなんじゃなくて、やっぱり国からも支援がしていただけるような、そういうところにやっぱり視点を持っていくべきかなと思うんです。そういうところで、やっぱり鳥羽市としてはそうなんですかねと思いますので。

○**尾崎 幹委員長** 副参事。

○**北村健康福祉課副参事** 今回の請願の中で、下のほうなんですけれども、さきの三重県議会3月17日に、その県議会さんのほうにも請願を出されて全会一致で採択されましたということで、それで意見書が提出されたということで、私もちょっとその県議会さんのつくられた意見書を拝見しましたがけれども、そこの中の文面では、地方に負担を求めることなく国で全部見てほしいというような文面になっておりましたので、そこはよくご存じだと思うんですけれども、鳥羽市なかなか厳しいところもありますので、ぜひ国のほうでその財源等は手当てしていただければと思います。

○**尾崎 幹委員長** どうですか、世古委員。

○**世古雅人委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**尾崎 幹委員長** ほかにございませんか。

(発言するものなし)

○**尾崎 幹委員長** ないようですので、ここで北村副参事には退席いただきたいと思います。ありがとうございます。

委員の皆さんに申し上げます。1時間たちましたので休憩入れますか。それとも請願第1号まで行きますか。

(「休憩」の声あり)

○**尾崎 幹委員長** 休憩したいと思います。暫時休憩。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○**尾崎 幹委員長** それでは、改めまして請願第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める請願について、審査に入ります。

既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

請願第1号について、ご意見ございませんか。

戸上委員。

○**戸上 健委員** ご意見がないということなんですけれども、先ほどの北村副参事の説明でご理解いただいたのかも分かりません。

で、僕のほうから若干補強しておきたいというふう思うんですけれども、今回の請願は、鳥羽市の現状、

実情、それに即してということではなくて、全国的に今、国の基準がこういう現状にあると、これでは保育現場も、保育士さんも大変だし子供たちにも十分な保育がなされていない、だから基準緩和してくれという請願なんです。

で、この請願の趣旨、25人に1人と、4歳以上は、そういう今、国の基準はそうっておらんけれども、国のほうは閣議決定でもうそういう方向に足を踏み出しとるんです。足を踏み出しとるけれども、基準改善をこの実行あるものにし、保育士の労働条件の改善、職員のさらなる処遇改善を検討すると表現にとどまっているもので、それを地方から、議会から意見書出していただいて、ぜひそういう国の姿勢をさらに応援するとうか、しっかりやってほしいという意見書を上げてほしいという請願なんです。

それで、先ほど北村副参事のほうで、国の基準、仮に4歳以上、25人に1人ということになると、それから今、6歳も1人ということになると、あおぞら保育園で1人増やさんならんということをやりました。それで、そうなる、今、保育士不足で頭が痛いような話をしておりました。なんでこれ保育士が不足しているのかということ、行政はもっと考えないかんです。子供の将来、女の子の将来なりたい職業のベスト3に保母さんというのは、今、保母さんと言うとらんけれども、保育士の入っとるんです。そういう憧れの職業でありながら、なんで足らんかということは、もう明らかなんですわ。1つは待遇が悪いと。それから、労働荷重と。で、子供に本当に責任を持つ保育士さんの仕事上、神経が休まらんのです。僕も、請願人になって現職の現場の保育士さんから今の実態をお聞きしましたけれども、本当にもう責任感と重圧で気の休まる場所はないと。もう業務終わると、ほんと本当にすると。で、子供たちの保育によって成長というのが、本当にそれはうれしいんだということ、その2つを強調して見えました。

ですから、先ほども国のこの意見書の中では、県の意見書、これは自民党も公明党も僕らもちろん共産党もそうだけれども、新政みえも、全会一致で意見書を請願を採択して、満場一致で採択して、そして意見書を国に上げました。で、意見書も、北村副参事が言うように、地方自治体に負担させるんやなしに、国がもう面倒見てくれという意見書になつとると。僕はこれ三重県議会の意見書、大したもんやというふうに思うんですよ。で、委員会でこの議事録を読むと、志摩の県議会議員が委員長をしてござって、そして、その方向には大いに賛同すると。中嶋議員さんですけども、それで、現在の国の取組をもっと加速させていくべきやと。本当にまともなご意見をされておりました。委員会では全会一致で採択して、本会議でも全会一致ということになったんです。

で、自民党も、僕はこれで大したもんやというふうに思うんやけれど、田村憲久さんが自民党の全国保育関係議員連名の会長さんなさつとって、うちの議員も入っとるんやけれど、この議員連盟に入っとるんやけれども、ここでもう3,000億円の超えるメニューの確実な子育て応援の実現ということを目指して、1歳児については6対1を5対1に、4、5歳については30対1を25人に1人にすると、配置基準の改善、これもうたわれております。

ですから、今、国のほうは本当に遅れとんのさ。さっき北村副参事も紹介しとったけどさ。これ、僕も初めて読んだけれども、朝日新聞のこの参考で配られた保育士2倍配置の、「子のサイン見逃さない」と。それで、1歳児で、今、この1人で3人見とると、1歳児の成長というのは最大で18.7倍になると。鳥羽は国の基準でおるわけさ、今。それで、新潟の基準にしたら、もう1歳を保育園に預けとる親は、本当にもうぐんぐん

我が子が成長するという事態になつとるわけさ。

それで、鳥羽はもう国の基準いってますということやっただけでも、この朝日新聞のアンケートでも、6割の自治体が国の配置基準とは別に独自の基準を設けて保育士を手厚くやつとるわけやもんで、現状はそうなつとんの。国の配置基準がもう遅れに遅れとるということ、委員長、そのとおりとおっしゃったけれども、そのとおりなんですよ。

そやもんで、私、紹介議員として、今、この請願が出されたということは、非常にグッドタイミングだと。で、国のほうも、政府のほうも11月に決めるわけやろ。それで、国がもうあたたいこと決めやん前に、地方はこういう思いでおりますと、鳥羽市議会はこういう意見ですということをお届けすることが、僕は今、非常に大事やというふうに思っております。というのが紹介議員としての僕の意見です。

ちょっと委員長、長くなりましたけれども。

○尾崎 幹委員長 いやいや、もうそのとおりだと思っています。

地方の温度差が浮き彫りに出ています。

ほかに。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 この請願の趣旨は大変よく分かりますし、このことについて反対ではないです。

しかし、こども未来戦略については、先ほどいろいろ説明があったように、この6月に閣議決定したと。そして、今年の11月末には財源確保をしつつして、ちゃんと示していくということに明言されておりますので、内容については反対ではないですけれども、より良い方法で財源確保をして、そして、より良い保育をしていく。これが大変大事ではないかと思っておりますので、今回、県のほうのいろいろ戸上委員のほうからご説明がありましたとともに資料も頂き、私もこれ読破させていただきました。その中で、この三重県は3月に請願を出されているかと、令和5年3月17日に提出されていると資料を頂いておりますけれども、実にこのこども未来戦略というのが決定したのが6月であるということで、その方向ということでございますので、私もこれを国のほうにというのはどのようなものかなというのを思っているところでございます。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、広子ちゃんに聞きたいんやけれど、国のみらい戦略方針、これでもう決まつとるから11月に国がやるのを待つとんなさいと。もうこの請願人に対して、鳥羽市議会は、これはもう静観するというご意見。そういうご意見やな。

○尾崎 幹委員長 戸上委員、いろいろ考え方があつても、やっぱり先ほどから、この請願第1号で皆さんにちょっと意見を出してもらつた中で、お金の問題の前に人の問題というのが本当に出とるもんで、そこらへんを坂倉委員、説明を受けた中でどの方向が一番ええかというのは、そういう提案をしてもらつても結構です。

ただ、それを皆さんでやっぱり判断してもらつたような形で。

戸上委員のやっぱり提出されたもんというのは、すごく重たいもんやと思つています。これはもうずっと問題視されてきています。それで、国のほうの閣議決定をされたいうても、中身が本当にこの地方自治体の私らのところで、これを閣議決定されたからいいという問題じゃないような気もしていますので、それが皆さんが質問していただいた4人が同じことを、人の問題という問題を提起していますので、これは皆さんで判断しても

らったら結構ですけども、私としては、やっぱり委員長としては、やっぱり重たいものとして考えております。

以上でございます。

戸上委員。

○戸上 健委員 ありがとうございます。

それで、この請願文の中に、先ほども北村副参事が紹介しましたけれども、「「こども未来戦略方針」で保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進と言えますが」と評価しておるんです、大きな前進と。で、「確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要です。」と。これが請願なんですわ。請願の趣旨なんですわ。ですから意見書出してくれと言うとるわけです。

で、先ほど広子ちゃんの発言では、意見書出さんと国の意向のあれを待っとんなさいということやろ。じゃ、これは、それでは請願の趣旨に反します。で、請願権というのは、もうこれは釈迦に説法の話やけども、憲法16条で全ての国民1人に請願権が与えられた基本的人権です。その請願人の趣旨を、意向を、本当に我々としては最大限尊重すると。今まで鳥羽市議会はこういう請願に対して、本当に尊重してきたというふうに思うんですわ。めったに、不採択は1回もないと思うんです。それで、趣旨採択は1回だけあったと思うんです。あとはもうみんなこれまで採択してきました。ということは、市民や県民、国民から出された請願権を本当に尊重する、そういう議会の伝統を僕は持っとるというふうにいるんですわ。で、今回も尾崎委員長の下でそれを続けたっていただきたいというふうに思います。

今日も傍聴で、この請願人の現場の保育士さんも含めていらっしゃっておりますもんで、ぜひ同僚委員の皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 戸上さんの言われる趣旨も本当に大いによく理解します。僕、大賛成です。

で、今まで保育士の現場で本当に大変な思いされてきたというのも、よく分かるんです。

それで、僕も3月の一般質問でもさせていただいたように、やっぱり保育をもっととんがったゼロ歳児から365日本当にちゃんとしてほしいというのは現場サイドの声です。で、処遇改善もしてほしいと。で、なかなか先ほどの、僕が質問のやり取りの中でもあったように、根本的なところは本当に処遇を改善してあげなければ保育士さんが集まらない。そこが財政的にも市がなかなか重い腰を上げて負担のところ、なかなか改善しようしないというのが一つあると思うんです。で、今回、今年、次年度の募集も3名、今、公募かかっていますけれども、隣の伊勢市さんはもうもっともって十何名公募かかっているような状況で手厚くしているような状況ですけども、なかなか集まらないというのがあるそうですけれども、私、根本的な中に、本当給与待遇、処遇待遇を改善しないと集まらんような気もするんです。それで、僕は本気で、せっかく思いがあって請願上げてきた以上は、本気でちょっと国を動かしたりとかここの声をというのは、各市町が都会とは違う現状があって、それをやっぱり届けていただきたいというのは1点あります。

で、今回、この3月のときに、当然国のほうの採択されましたけれども、県議会のほうが意見書出していた

できました。すばらしい内容で県議会のほうに出していただいて、で、田村憲久議員もやっけていただいて、で、6月に採択されました。その中のところの処遇のところの、配置基準は書いてありますけれども、処遇のところの改善を検討するというふうに止まっているのは確かです。で、それも含めると、私たちが声を届けるべきというところは、しっかりとした給与体系とかを地方に負担することなく改善していただくというところだと思うので、この意見書のところに、県議会の意見書のところに書かれてありますけれども、この本県議会は、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けてというのは、私たちのところできちんとできると思うんですけども、その配置基準の改善はきましたけれども、給与等の格差を是正を含めて保育士の基準水準のところというのはあるんですけども、ここのところの意見書をしっかりと、このままじゃなくて鳥羽市議会としてきちんともんで提言したほうが、私はいいように思うんです。

なので、ここのところの……

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

よくその三重県議会を題材にするんじゃないしに、今回のやっぱり1号請願として出とる内容、それで、それを三重県がこうだからというんじゃないしに、これをどうするかという……

○濱口正久委員 多分、請願の意見書として出されているのがこれです。

○尾崎 幹委員長 それで、継続なのか、それをはっきり申出させていただくほうが分かりやすいんじゃないかなと。それは皆さん読んでいますし、先ほども説明受けていると思いますので。

濱口委員。

○濱口正久委員 なので、この意見書がそのまま出されているので、この意見書の内容が3月の内容だったので、これ、私たちの市議会としては、市議会の文章に意見書をちゃんとしっかりとした内容に書き換えて出したほうが、私はいいんじゃないかなというふうに思います。

○尾崎 幹委員長 足りんもんがあるということで。

○濱口正久委員 はい。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 正久委員が意見書について言及されましたもんで、鳥羽市の待遇改善の現状は、保育士さんの過半数は会計年度任用職員なんです。ということは、給料半分しかないんですよ。それで保育士が集まらん、集まらんと言うとるわけさ。それではいかんわけで、本当に正規職員をきちんと増やすということも意見書の中には、正久さんおっしゃったように鳥羽の現状も含めて書き込んで、みんなの合意で書き込んで、それで国のほうに上げていくというふうにしたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 ここへ出されとる請願の内容、また、三重県の3月に出された意見書、我々も、私も、反対するものでもないです。

それで、今、行政常任委員会の所管事務調査のほうで、あおぞら、安楽島、船津と、保育所のほうも回らさ

せていただいて、所長さん、先生のほうからもご意見もいただいております、彼女たちはこういうお金のことはなかなか言いにくいところがあって言っていませんでしたけれども、さすがに労働のほう、それは保育士さんみんなで手分けしながら土日の対応とか休日の対応等々、本当にぎりぎりのところで対応されとって大変な職場であるというお話を聞かさせていただいて、改めて感じたところではあるんです。

で、広子さんのほうからも、なしにするというようなことは多分言われてないと思うんですよ。意見書は出していいと思うんですよ。意見書は出してもいいんやけれども、今ちょっと、3月からちょっと期間もたつて、中身的にどうなのかといわれるようなことで、正久議員の言われるのも加味しながら、このまま行くのか、時期的には戸上委員のほうからは最適な時期というようなことで話もあったんですけども、もう少しみんな中で中身のことを考えて、意見書は提出するという前提で、もう少しみんなで考えた中身にしてやってはどうかというような、私はそう思ったりもするんですけども。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○山本欽久委員 私も同じような考えです。

もちろん内容的にはもう反対のしようもない内容なんですけれども、やっぱり鳥羽市の現状として、募集しやすく来ないという現状をまず打開してからのような感じはいたしますので、その鳥羽市としての中身のある程度変更した上でという意見書でしたらもちろん大賛成でございますので、そちらのほうで私も考えさせていただきたいかなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 意見書を出させていただくということに、私も基本的には賛成でございます。

ただ、時期としては、今現在は、国としては閣議の決定をされていて、北村副参事が言うように方針が近いうちには出てくるだろうという段階にある中で、原文のままを鳥羽市議会として出してしまうというのは、少し、ごめんなさい、言葉がちょっと行き過ぎかも分かりませんが、蛇足感が出てしまうかなと。それよりは、もっと市議会の中でもきちっと議論をさせていただいて、鳥羽市議会として、鳥羽市の現状として何を求めていくのかということもきちっと分かった上での強い請願と、内容をやはり少し変更というカバーアップして意見書を出していただいたほうが、より強いインパクトを国に対しても出していくことができるのではないのかなと思うので、紹介議員、戸上委員は、今の時期が最適であるというご意見でございましたけれども、現在の9月を、もう次の本会議、12月とした場合でも、インパクトが残せるだけのものを我々としては一生懸命つくり上げるということが大事なんじゃないのかなと思うので、意見書は出すということに私も賛成でございます。ただ、この今のタイミングで出すということには、少しちょっと疑義が残っております。そんなところです。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 戸上さんに、紹介議員の戸上委員に確認させていただきたいんですけども、これ請願人から出された意見書なんですけれども、これ三重県議会が出された意見書が来ていますけれども、そのまま出してくれというようなことなのか、それとも、これはそれに限らないということなのか。その辺ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 全く三重県議会の意見書にはこだわらないと。

皆さんおっしゃっておるように3月ですから、それから、こども未来戦略方針というのが6月に出たわけですから、それを踏まえて鳥羽市議会の独自の意見書を、みんなの英知を集めてつくるというところです。

○尾崎 幹委員長 濱口委員、いいですか。

○濱口正久委員 いいです。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 それで、ちょっと今の議論聞いていますと、意見書の提出を、国のその方向がある程度見えてから出せと、出したほうがいいというような、瀬崎さんや山本さん、そういう意見と理解してよろしいんですか。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本欽久委員 いや、私は、今、鳥羽の現状として、募集しても来ないというところが一番怖いというところを言いたいわけなんですよね。

まず、あおぞらのほうでももし待機児童が出てしまったら、もうこれ本末転倒じゃないですか。もしずっと変わったとしてですよ。そういうところに、その人たちが、子供たちが出てしまったら、今、もう既に最低限の人数でできているのというところは、私はちょっと気になったので、そこへ賛成してしまってもいいのかどうかというところが、自分の中で今、まだもやもやしているので、賛成しきれないなというところです。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 山本さん、僕もさっき言うたんですけども、なんで保育士さんになりたいという希望があるにもかかわらず足りないのかと、なり手がいないのかということは、待遇の問題と労働業界の問題なんですよ。

だから、それを改善してくれと言うとんのが請願なんですわ。そうですやろ、請願の中身読んでいただいたら。

それを、請願を、それを採択せんのに、鳥羽の保育士を増やすような処遇改善やそれが先ですと言うとんのは、山本さん、それまた逆さまと違う。と僕は思うんですわ。

○尾崎 幹委員長 ご意見としてお伺いさせていただきますよって……

○戸上 健委員 それは分かるんですけども、委員長。それは分かるんですけども、本当にこの請願人が何を願ってるのかということ踏まえたっていただきたいと思うんですわ。

それで、鳥羽市の今の保育士さんの現状ももちろんそうなんだけれども、全国的に今そうなつとるわけやもんで、各地方自治体からこういう意見書を、国が態度固まる前に処遇改善をちゃんとしてくれと、配置基準も見直してくれと、もう見直すという方向は出とるもんで、それに沿うような体制をちゃんと取ってくれということが請願の趣旨なんですわ。

○尾崎 幹委員長 それは分かつとると思いますから、そういう……

○戸上 健委員 12月待つとつたら、こんなものあんた国がもう決めとるのに今さらやぜ、鳥羽市議会が請願出してきたのか、意見書出してきたのかということになるわけさ。

そやので、今出すのに反対なら反対、それで結構なんですよ。

○尾崎 幹委員長 戸上委員、反対ではないんです。

賛成って言ってやつとる中に、やっぱり自分の意見がありますから、それも百人十色やと思います。そこはちょっと理解しながら、みんな意識というたら前向いています。言われとるように。請願を出すことに反対という意見はまだ一人も出ていませんから。賛成の中でもという話ですから。それは聞くことはやっぱり大事やと思っていますので。

それで、その中でも、木下委員が言われたように、やっぱりハードの部分とソフトの部分で、今、お伺い立っています。細かくやっぱり中身を精査して、で、やっぱりその基準に合うたような職員の給料が皆さんもらえるように、そういう意見も出てくると思いますので。

(「委員長、ちょっと休憩」の声あり)

○尾崎 幹委員長 そうする。いいですか、みなさん。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○尾崎 幹委員長 それでは再開いたします。

今、皆さんが言われたように、これもう採決させていただきたいと思っておりますが、意見書の内容に関しては、もう一度中身の濃いものにしたいために、議長、副議長、委員長、副委員長で協議させてもらった中、意見書の内容を発議という形で、再度本会議で提出させていただくということで、皆さんご了承いただけますか。

(「了解です」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

○岡村議事総務係書記 皆さん、今、委員長が言ってもらったように、請願としては採択する方向で、ただ、意見書については、この頂いているものではなく、もう一度ちょっと鳥羽市としての現状とかを含めたものに正副委員長と正副議長で内容を考えさせていただいて、そちらはちょっともう正副議長と正副委員長に一任いただくということで、で、その精査した内容について、紹介議員である戸上さんと、あと請願人の方たちにもご同意いただいた内容で最終日の9月25日に発議として意見書案を発議するという流れでやっていこうと思いますので、委員長はこれにご異議ございませんかということで、委員の皆さんにお諮りいただければと思います。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 今回の流れで正副委員長と正副議長でということやったと思うんですけども、その鳥羽独自の
というのをつくりに行くのに、そういった現状とかその思いの部分というのは、皆さんの意見がそれでしっか
り反映されるのかどうなのかというところがちょっとあれなんですけれども、その、皆さん、今現状でしっか
り入れてほしい現状であったり文言であったり案であったりというのは、もうこの場で全部皆さん言えとるか
どうかだけちゃんと取ってもらわんとあれなのかなと思うんですけども。

○尾崎 幹委員長 それでは、今までいろいろな意見を出してもらってありがとうございます。

ただ、その内容に関しては、もう一つ重たいもの、それで、鳥羽市に合った内容に変更する考えを持ってい
ます。

それも所管事務調査で出てくるような内容も付け加え、新たな意見書として出すことにご異議ございませ
んか。

濱口委員。

○濱口正久委員 これ意見書の中に、私たち正副議長と正副委員長で一任という話になりましたけれども、今、
この場で、ぜひともこの部分は意見書の中に入れてほしいというのだけあれば、皆さんにちょっと確認してい
ただきたいなと思います。

○尾崎 幹委員長 分かりました。

今、濱口委員が言われたように、新たにこの請願の内容をこういう文言つけたらどうやという考えのある方
は、挙手で発言お願いします。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 文言の前に、やはり鳥羽市の財政というものと、いわゆる自治体に係ってきているわけじゃ
ないですか。自治体として考えなさいよというふうな今、法律になっているということから、やはりそのとこ
ろはやっぱりしっかりしたものを書いていかないと、自治体にそのところは任せるとはならないか、あるいは、
国としてのところというのがきちんと整理されていくべきではないかと思います。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

世古委員。

○世古雅人委員 やはり先ほど話から出ていますけれども、この配置基準やいろいろな処遇改善が、なぜ鳥羽市
ができないか。これだけ以前から職員募集してもなかなか集まらない、やはりそこは財政的なところに大いに
あるのかなというところがあると思うので、この決定権というか改善は市独自でできるものなのになかなかで
きない。

やはり鳥羽市から、先ほどからも私も言わせてもらいましたけれども、やはり財政的な支援が一番重要で
るので、やはり国が責任を持って子供たちを守る、そういうところで強く財政的なことを要求していくべきかな
と思いますので、その辺のところをしっかりと入れていくべきかなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにございせんか。

みなさん、意見もつとあつたら出して下さい。

それについてしっかりともう一度確認作業したいと思いますので。

ほかにございせんか。

(「ありません。正副委員長と正副議長にお任せします」の声あり)

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

それでは、そのように進めさせていただきます。

請願第1号については以上です。

請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書について、審査を行います。

こちらにつきましても、既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

請願第2号について、ご意見ございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 紹介議員、私がさせていただきましたので、添付資料をちょっと皆さんのiPadのほうへ届けさせていただいたので、それだけちょっと紹介、追加の資料を紹介させていただきたいと思います。

こういうふうなので、皆さんのiPadのほうに入っておられるかと思うんですけども、その中で、9月7日に請願者の一人である三重県教職員組合の志摩支部のほうから頂いておりますので、それを説明させていただきます。

就学援助につきましては、これ鳥羽市と志摩市と伊勢市と、その比較が書いてありまして、鳥羽市では小学校は20%、中学校は24.2%、割合としては小中4.6人に1人という割合で就学援助というところで頂いておりますけれども、志摩市については、最後だけ言いますけれども、小学生8人に1人、6人に1人というところで、鳥羽市よりも就学援助の人は少なくなっております。伊勢市につきましては小学生が14.0、中学生が14.9ということで、小中7人に1人ということでも少なくなっておりますので、その辺は就学援助につきましては、志摩、伊勢よりも鳥羽市のほうは多いというふうなことがこの数字で見えるかと思えます。

そのほか、防災対策ということで、体育館が避難所になっているということで、それに対する状況はどうかというふうなところでしておりますけれども、主に言いますと、変わったところを言いますと、非常用通信装置の設置が鳥羽市では60%、志摩市では69%、伊勢市では100%ということです。

あと、書架備品等の転落防止、落下防止対策は、鳥羽市は零%、志摩市、伊勢市では100%ということになっております。ガラスの飛散防止対策、これ体育館のほうですけれども、鳥羽市では零%、志摩市、伊勢市では100%、100%という状況になっております。

あと、一番下のWi-Fiの使用可能な体育館、避難所であれば非常にWi-Fiがしとったほうが、情報を集める上でも重要なことですので、その辺の状況を調べていただきましたら、鳥羽市ではWi-Fiのアクセスポイントはありません。なしです。志摩市ではアクセスポイントありということで、全部あるというふうなところなんです。で、伊勢市に関しましては32校中11校がWi-Fiのアクセスがあります。今年度は11校設置予定ですので、32校中もう22校が今年度で整備をするというふうな状況であります。

請願の内容については、先ほど言われておりますように本会議のほうで内容は話させていただいております

ので、あと、就学援助と防災の対策についての内容について、付け加えて説明をさせていただきましたので、皆さんご可決いただきますようによろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第18号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第19号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第20号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、請願第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める請願について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願書について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号につきましては採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午前11時59分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

その他の項に入ります。

発言の通告がまいっておりますので、順次発言を許します。

南川委員。

○南川則之委員 それでは、委員長の許可をいただきましたので、その他の項で通告してある質問を行います。

内容は、条件付き一般競争入札ということでございます。

今回、8月23日の条件付き一般競争入札鳥羽市公告入札第22号について、入札の執行を中止するという公告を行っておりますが、その点について、まず最初に、入札の中止理由を設計の見直しを行うためとしておりますが、どのような内容なのか、中止した理由などについて課長に説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 ご説明いたします。

この案件につきまして、ちょっと経緯、ご説明まずさせていただきます。

まず、令和5年8月15日に公告を上げました。そして、その後、8月22日なんですが、それを見ていた業者のほうから情報提供がありました。その内容が、仕様書、設計図書に含まれる仕様書になるんですけども、そちらのほうにその設計の単価、単価を表す資料が一部紛れ込んでおるよという情報が入りましたというところがありましたので、再度ちょっと中身を確認させていただきましたら、その設計単価の根拠となる資料が入っておりましたものですから、公平な入札が行えないと判断しまして8月23日に入札を中止を行いました。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長の説明では、業者からの情報提供ということがありました。

その辺含めて、担当課としてなぜそういう気がつかへんだのかなというところも含めて、また後で聞きますけれども、その業者からの8月22日からの情報提供によって、課長が今言ったように、精査した中で入札の中止を翌日の8月23日に行ったということなんですけれども、業者の参加申請提出期限というのを8月

21日までということで、もう参加者の期限は過ぎとって、入札にできる業者というのはその時点で決まっておったと思うんですね、内容も。その辺でしっかりと対応をしてほしかったなというところがあるということで、こういうことも以前に起こっているいろいろな問題になったことがありますけれども、こういったことはあつてはならん話なのかなと思いますし、私は本当はこの課長が言われたように8月23日もそういう入札を中止したときに、ぜひ議会への情報提供というんですか、その辺は議長のほうともしっかりとしてほしかったなと思いますけれども、その後、いつ議会には報告されたかというところも教えてください。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 まず、前段のなんでこういったことが起こったかというところの再発防止のところの話をまずさせていただくのかなと思ひまして、まずその部分をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

で、今回その入札中止、今の設計図書につけてはならない資料がついていたというところで、なぜこのようなことが起こったのかということで、内容ちょっと確認させていただきました。で、ちょっとややこしくてあれなんですけれども、まずこちらで建設の作業フォルダ、ここで作業をしております、そこで完成したものを、これを公告を上げましょうよといった時点で、こちら契約管財のフォルダのほうにここから移して、これで内容確認したので上げてくださいねという作業を取っておるんです。ただ、今回、ここのフォルダではなく契約管財、こちらのフォルダ上で作業しておりました。で、担当もしっかり中身を確認したところ、その設計図書に先ほどの単価が入っておるよということを感じまして、公告を上げる前にそちらを正しい姿に、単価を抜いて完成版だよということで、この作業上、ここのフォルダ上で作業して正しい姿に戻したんですけれども、ただ、ここに入っておるその上書きの時間帯によって、どうも修正前のフォルダが完成版だということで、どうもアップしてしまったということが分かりましたものですから、そこについては再度こういったことがないようにということで、こちらの建設課のフォルダの中でしっかり内容に勘案して確認して、最終版整ったものをこちらの契約管財用のフォルダに入れるということで、今後、再発防止に努めるということで進めてまいります。

で、それと、あと、ただそれだけでは駄目だと思ひまして、当然、完成版のものが公告される前の時点に貼ったものについても、その時点で設計図書に不備がないかというところのチェックをかけるというところで、今後このようなことがないようにということで再発防止に努めてまいります。

で、先ほど、議会にちょっと報告はないのかというところのちょっとお話なんですけれども、私もちょっとその議会の軽視しておったわけではございませんで、こんなこと言ったらちょっと語弊あるか分からんですけども、入札中止というところは事務手続進めているところでちょっとあるところではございましたものから、その部分でのその訂正であったりとか、今後の再発防止というところにちょっと頭が行っておって、ちょっと議会の正副議長等々にご説明というところにまでちょっと至らなかったところではございます。

ちょっと言い訳になりましたけれども、以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 経緯というか、私もというかここにおられる議員は、9月7日に議会事務局長から報告を受けております。

それもこの入札を中止したことをしっかりと確認したということで、議会として再発防止に努めるよう要望

しましたということで、議長のほうからありました。

どんな案件でも議会のほうにまず報告いただくということが一番大切で、それはなぜかという、市民から問合せがあったときに、しっかりしたことを聞いているとそれで答えられるという面があるし、議長が聞いて、今言ったように再発防止策をしっかりせよということを言うてもらってあれば、中身については多分みんな、何かあってしっかりと議長が言うてくれたんやなということで、そこで収まることがあります。それ以外に、私も中身は知っていても、議長が言うてくれたことに対してはそれ以上のことを言うつもりもありませんし、議会としてオール議会でやっとなんかということで、ぜひ今後は、そういうことがあればしっかりと議会のほうの報告というんですか、それもまたしていただきたいなというところがあります。

委員長、続けていいですか。

○尾崎 幹委員長 南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 それと、課長が再発防止というところも聞いて、説明いただいたんですけども、いろいろフォルダの中の問題というところもあって、設計をするというところの問題というんですか、決裁の部分についても、以前にあって、そういったことがあって、どうされとるかということで、設計の設計者は中身もチェックして検算者もチェックして、さらに課長、係長か課長補佐が再度チェックして、ダブルチェックしながらやっています。それで、こういった仕様書も設計書と同じようにして添付して、各担当課、係を經由して課長のほうまで行きます。最終は課長がしっかりと中身をチェックされて、それをさっき言うたように近隣の設計書は契約管財通して市長、副市長のほうに回すとか、あるいは、その仕様書については総務課の契約管財のほうに回すとか、そういった指示というんですか、それをきちっとしてもらったらこういうことが起こらないし、何かこう課長の理由を聞いとると契約管財のほうが悪いような感じの話に聞こえるということで、やっぱり設計をする建設課がしっかりとしてほしいと思います。

それと同時に、私もこういうヒューマンエラーというのは当然いろいろやっとなんか起こる可能性もあります。そして、建設課も本当に人数少ない中で課長補佐以下一生懸命やってもろてます。昼間は各町内会の要望を聞いたりとか、あるいは現場を見たりとかしながら、災害でもいろいろ一生懸命こういった積算をやっとなんかというような現状も分かっていますので、そこは課長がしっかりと中身を確認して、こういった再発防止に努めてほしいと思いますので、課長、その辺はどうですか。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 おっしゃられますように、入札中止になって、せっかく予算いただいたものを、スムーズに入札を進めてものが出来上がらないというところは、あってはならないと思いますので、そちらにつきましてはそういったことがないように、再発防止に努めていきたいと思っておりますし、で、私、先ほど管内を悪者にしたわけではなく、ちょっともう一度、ごめんなさい、言葉変えさせていただくんですけども、しっかりと設計の段階では担当も、おっしゃられますように、積算する者、それを照査する者、その役割は分けて、その中で不備があったものについては確認は取れておったので、そこについては修正をした、ただ、その流れの手續上、どうあったのであったかということで、フォルダを2つ持っておってというところでそういったことが起こったんだなと分かりましたので、そのところで、ないようにというところで、先ほどお話しさせていただいたところがございます。

ただ、おっしゃられますように、地元の方の声をいただいて、それをものにつくるという中で、入札中止をするその空白の期間というのはあってはならないと思いますので、今後、私もしっかり中身については確認して、今後このようなことのないように努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 一番の被害というんですか、これは建設業者さんというか、参加した業者さんが、ランク付けしてありますけれども、今回のようにBCのランクの入札となると、Cの業者さんというのはこういう積算についてのかかなり時間がかかって対応しているということも聞いております。

そんな中で、入札の前日に中止をされるとなると、今の仕事をしながらこういった次の仕事も入札参加をしたいということで、一生懸命業者さんも昼夜関係なしにこの入札に対する積算もしておりますので、業者さんの声では、こんな中止しても困るということで、それやったら最低制限価格の公表したらどうやというような意見もありました。その辺も含めてしっかりと今後の対応というんですか、先ほど建設課長は、今後一切起こらない、二度と起こらないようにしたいということでもんで、ぜひ二度と起こらないようにしっかりやっていただきたいなと思います。

何度も言いますけれども、ヒューマンエラーというのは起こる可能性もありますけれども、建設課で十分対応して、先ほど言ったように、建設課の職員、議員さん皆、分かってもらっとると思うんですけれども、ようやくとるということも分かってもらっとると思います。そんな中、一部の議員からも話聞いたように、市の職員は本当に机向かってパソコンして何やとるんかなと。廊下歩いてきても、こんにちは、おはようとも言わないし、そういった姿というんですか、そういう市民が来てもそんなことが声をかけられんような姿というのがあれば、私は残念なことがあると思いますので、もうちょっと課長がしっかりと課を統括して、明るい課にしてほしいなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

世古委員。

○世古雅人委員 いいですか質問。

誰かて失敗はすると思いますし、私も失敗もあって叱られてきたことは経験しています。

今回、こういう機会があって非常に私も危惧しているのは、この議会報告、私が職員時代でしたら、もうこれ全協開けと言われるような、そういうときもありました。それまではないんかなとは思いますが、やはりこれは建設課だけではないと思います。やはりこれから、やっぱりもう新聞記者に出てくる記事も同じく議会にも報告される、そういったものは当然基本中の基本ですけれども、やはりその基本が全然なされていないのが今の鳥羽市かなというのが、非常に私も心配しますので、やはりその辺は、やっぱり引き締めて業務に取り組んでいただきたい。そこだけはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 それについて建設課長、一言。法令遵守ですからね。

○高村建設課長 おっしゃられますように、議会に上げるべきこと、上げるには至らないことをしっかり自分の

中でも整理しまして、しっかりと報告すべきことは報告するように努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○尾崎 幹委員長 ほかにございませんか。

(発言するものなし)

○尾崎 幹委員長 通告によるその他の項は終わります。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任お願いいたします。

これをもって、行政常任委員会を散会します。

(午後 0時17分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和5年9月11日

行政常任委員長 尾 崎 幹